

# 平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成20年3月28日  
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

## 1 計画期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

## 2 事後評価の対象

### (1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、以下のとおりとする。

なお、以下の施策等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、追加・変更があり得る。

#### ア 迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（平成19年度）（実績評価）

独占禁止法違反行為に対する措置（総合評価）

- 優越的地位の濫用に対する措置に関する検証（仮称） -

企業結合の審査（平成19年度）（実績評価）

#### イ ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置（平成19年度）（実績評価）

景品表示法違反行為に対する措置（総合評価）

- 景品表示法違反に対する措置に関する検証（仮称） -

下請法違反行為に対する措置（平成19年度）（実績評価）

下請法違反行為に対する措置（実績評価）（成果重視事業）

- 役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上 -

#### ウ 競争環境の積極的な創造

法令遵守意識の向上（総合評価）（成果重視事業）

(2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象  
法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。

(3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象  
法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

### 3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年4月1日施行)に基づき、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする(計画内容は別紙1及び2参照)。

- (1) 評価対象(具体的内容)
- (2) 目標(達成時期), 位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等, 評価項目

以上

**施策：迅速かつ実効性のある法運用**

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標 (達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
1	管理企画課	<p><b>独占禁止法違反行為に対する措置 (平成 19 年度)</b></p> <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (立入検査, 事情聴取等) を行い, 違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速 (小売業にかかる不当廉売事件について, 2 か月を目途) に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 20 年 6 月	<p>法的措置を行った違反事件の内容</p> <p>審査事件の処理件数</p> <p>課徴金納付命令金額</p> <p>審査事件の処理期間</p>
2	企業結合課	<p><b>企業結合の審査 (平成 19 年度)</b></p> <p>企業結合行為 (株式所有, 合併, 事業譲受け等) について, 提出された報告や届出, 事前相談等に基づいて当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて迅速かつ的確な審査を行う。また, 企業結合の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>	<p>企業結合に対して迅速 (第 1 次審査については 30 日以内, 第 2 次審査については 90 日以内) かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 20 年 6 月	<p>届出・報告等の処理件数</p> <p>事前相談案件の処理に要した日数</p> <p>公表事例の件数, 内容</p>

**施策：ルールある競争社会の推進**

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
3	景品表示 監視室	<p><b>景品表示法違反行為に対する措置(平成19年度)</b></p> <p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反事実が認められた場合等には,その排除のために必要な措置(排除命令(景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。),警告及び注意をいう。)を講ずる。</p>	<p>景品表示法に違反する不当景品,不当表示に対して厳正かつ迅速(半数以上の案件について,6か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を確保し,もって一般消費者の利益を保護する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 20年 6月	<p>排除命令等を行った違反事件の内容</p> <p>違反事件の処理件数</p> <p>違反事件の処理期間</p>
4	下請取引 調査室	<p><b>下請法違反行為に対する措置(平成19年度)</b></p> <p>下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入調査・招致調査等)を行い,違反行為が認められた場合には,下請事業者の保護のために必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講ずる。</p>	<p>下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延,減額等に対して厳正かつ迅速(処理期間6か月以内を目途)に対処し,これらを排除することにより,下請取引の公正化を図るとともに,下請事業者の利益を保護する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 20年 6月	<p>勧告等を行った違反事件の内容</p> <p>違反事件の処理件数</p> <p>違反事件の処理期間</p>

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
5	下請取引 調査室	<p><b>下請法違反行為に対する措置</b>  <b>- 役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上 -</b></p> <p>下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入調査・招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、下請事業者の保護のために必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講ずる。</p>	<p>平成16年4月の改正下請法の施行により、新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の下請取引分野について、発注書面交付率を平成17年度から平成19年度までの3年間で従来から同法の対象である製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。</p> <p>【成果重視事業：平成17年度～19年度】</p>	平成20年6月	発注書面交付状況

総合評価の対象となる施策一覧

施策：迅速かつ実効性のある法運用

	担当課	評価対象 ----- (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
1	管理企画課	<p><b>独占禁止法違反行為に対する措置</b> - 優越的地位の濫用に対する措置に関する検証(仮称) -</p> <p>-----</p> <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	平成 20 年 6 月	<p>優越的地位の濫用に対し措置を採った事例を取り上げ, 公正取引委員会が採った措置の内容に基づいて関係人が講じた再発防止策(納入業者との取引方法, コンプライアンス体制の整備状況等)を検証し, 評価を行う。</p>

**施策：ルールある競争社会の推進**

	担当課	評価対象 ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
2	景品表示 監視室	<p><b>景品表示法違反行為に対する措置</b>  <b>- 景品表示法違反に対する措置に関する検証(仮称) -</b></p> <p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反事実が認められた場合等には,その排除のために必要な措置(排除命令,警告及び注意をいう。)を講ずる。</p>	<p>景品表示法に違反する不当景品,不当表示に対して厳正かつ迅速(半数以上の案件について,6か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を確保し,もって一般消費者の利益を保護する。</p>	平成 20 年度下半期	<p>不当表示に対して措置を採った事例を取り上げ,当該業界における表示の状況や事業者の表示に当たったの対応の変化について,事業者に対するアンケート等によって検証し,評価を行う。</p>

**施策：競争環境の積極的な創造**

	担当課	評価対象 ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
3	経済取引 局総務課	<p><b>法令遵守意識の向上</b></p> <p>-----</p> <p>企業コンプライアンスの向上を支援するために、その実態・問題点を把握し、企業のコンプライアンス体制整備のための施策を推進する。</p> <p>「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに、国の本省庁等または地方公共団体が実施する調達担当者等に対する研修会への講師の派遣及び資料等の提供並びに公団・事業団等の調達担当者に対する研修会を開催する。</p>	<p>企業コンプライアンスの実態・問題点を把握し、企業のコンプライアンス体制整備のための施策を推進し、民間企業における独占禁止法に対するコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>連絡会議、研修会等の開催、講師の派遣等により、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止に対するコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>【成果重視事業：平成 18年度～20年度】</p>	平成 20 年 6 月	<p>発注機関における法令遵守意識の向上等について、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の開催状況、調達担当者に対する研修会への講師派遣状況、各発注機関における上記研修の理解度等の検証を通じて評価する。</p>

## 平成 20 年度政策評価対象施策

## 【政策】公正かつ自由な競争の促進

【基本目標】一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

## 施策 1 迅速かつ実効性のある法運用

1- 1 独占禁止法違反行為に対する措置 (平成 19 年度) 【実績評価】

1- 2 独占禁止法違反行為に対する措置 【総合評価】

- 優越的地位の濫用に対する措置に関する検証 (仮称) -

1- 3 企業結合の審査 (平成 19 年度) 【実績評価】

## 施策 2 ルールある競争社会の推進

2- 1 景品表示法違反行為に対する措置 (平成 19 年度) 【実績評価】

2- 2 景品表示法違反行為に対する措置 【総合評価】

- 景品表示法違反に対する措置に関する検証 (仮称) -

2- 3 下請法違反行為に対する措置 (平成 19 年度) 【実績評価】

2- 4 下請法違反行為に対する措置 【実績評価】 【成果重視事業】

- 役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上 -

## 施策 3 競争環境の積極的な創造

3- 1 法令遵守意識の向上 【総合評価】 【成果重視事業】

(注) 本計画策定時において平成 20 年度に政策評価の実施を予定しているものであるが、施策等の実施状況その他状況の変化により、変更があり得る。